

令和2年第2回定例会（12月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和2年12月2日
産業労働部

【補正予算関連】

- 資源エネルギー産業課 金属鉱業研修技術センターの指定管理料に係る
債務負担行為の設定について… 1
- 公 営 企 業 課 令和2年度秋田県公営企業会計の補正予算について… 2
- 秋田発電・工業用水道事務所集中監視制御装置
更新事業に係る継続費の変更について… 3

【議案(条例)関連】

- 公 営 企 業 課 秋田県工業用水道条例の一部を改正する
条例案について… 4

【議案(その他)関連】

- 産 業 政 策 課 公の施設の指定管理者の指定について…………… 6

金属鉱業研修技術センターの指定管理料に係る債務負担行為の設定について

資源エネルギー産業課

1 目的

金属鉱業研修技術センターの宿泊棟・レストラン等の令和3年度以降の指定管理について、完全利用料金制から利用料金併用制へ変更し、令和3年度から令和7年度までのセンターの管理運営業務に要する経費について、上限額を設定する。

2 概要

(1) 債務負担行為を設定する施設及び期間等

- ・施設名称 金属鉱業研修技術センター
- ・所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館9番地3号
- ・施設内容 宿泊棟（小坂ゴールドパレス）及びレストラン（青銅館）
- ・利用者 国内外鉱山技術者及び一般客
- ・指定管理期間 令和3年度から7年度まで（5年間）

(2) 指定管理者に行わせる業務の変更

- ・施設の維持管理業務等の見直し
- ・利用者及び県北地域環境産業観光人口の増大に向けた情報発信を追加

(3) 指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

令和2年	12月下旬	12月議会で債務負担行為の設定
	12月下旬	指定管理者候補の公募
令和3年	1月下旬	指定管理者候補の選定委員会の開催
	2月下旬	2月議会で指定管理者の指定

3 債務負担行為限度額

34,835千円（委託料）

※単年度 6,967千円

令和2年度 秋田県公営企業会計の補正予算について

公 営 企 業 課

1 電気事業会計

- (1) 給与改定及び実績見込みにより、収益的支出の person 費を 19,360 千円減額する。
 (2) 予算議案第5条による継続費の設定変更に伴い、収益的支出を 3,685 千円減額し、資本的支出を 204,024 千円減額する。

収 益 的 支 出 (単位：千円)

支 出		目	補正予定額	備 考
1 事業費			△ 4,162	
	1 営業費用		△ 23,045	人件費の補正 △ 19,360 監視制御装置更新事業 (撤去費分) △ 3,685
		1 水力発電費	△ 13,128	
		2 送電費	△ 4,475	
		3 一般管理費	△ 1,998	
	4 FIT発電所費	△ 3,444		
4 営業外費用	2 消費税及び地方消費税	18,883	支出の減による納付消費税の増	
収 支 差				
補正前		補正予定額	補正後	
890,351		4,162	894,513	

資 本 的 支 出 (単位：千円)

支 出		目	補正予定額	備 考
1 資本的支出			△ 204,024	
	2 改良費		△ 204,024	
		2 発電事務所改良費	△ 204,024	監視制御装置更新事業 (更新分)
収 支 差				
補正前		補正予定額	補正後	
△ 3,209,925		204,024	△ 3,005,901	

2 工業用水道事業会計

給与改定及び実績見込みにより、収益的支出の person 費を 991 千円増額する。

収 益 的 支 出 (単位：千円)

支 出		目	補正予定額	備 考
1 事業費			991	
	1 営業費用		991	
		1 維持管理費	721	人件費の補正
		2 一般管理費	270	
収 支 差				
補正前		補正予定額	補正後	
△ 152,728		△ 991	△ 153,719	

秋田発電・工業用水道事務所集中監視制御装置更新事業に係る
継続費の変更について

公 営 企 業 課

1 補正の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、請負業者が都内の工場への出勤を制限したことにより、製造工程に遅れが生じているため、継続費の設定を変更する。

2 工事概要

工 事 名 秋田発電事務所 集中監視制御装置更新工事
 請負業者 富士電機株式会社 東北支社
 契約工期 令和元年12月6日～令和3年2月26日
 工事内容 秋田発電事務所が所管する5発電所を遠隔で監視・制御する装置について、老朽化のため更新する。

3 変更内容

(1) 工期の延長

変更前 令和3年2月26日
 変更後 令和3年9月30日

(2) 継続費（予算額）

(単位：千円)

		R1年度	R2年度	R3年度	合 計
事業費 営業費用	補正前	0	3,685		3,685
	補正後	0	0	3,685	3,685
資本的支出 改良費	補正前	38,165	570,477		608,642
	補正後	38,165	366,453	204,024	608,642

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例案について

公 営 企 業 課

1 改正理由

地方公営企業の健全な運営を確保するため、秋田工業用水道の使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

秋田工業用水道の使用料の額を次のとおり引き上げることとする。

(単位：円/m³、税抜き)

区 分	現 行 (A)	改 定 (B)	(B) - (A)
基本料金	1 4 . 7 3	1 5 . 3 8	+ 0 . 6 5
超過料金	2 9 . 4 6	3 0 . 7 6	+ 1 . 3 0

3 施行期日等

- ・この条例は、令和3年4月1日から施行することとする。
- ・ただし、令和3年4月以降に徴収する同年3月分の工業用水道使用料は、従前の料金による。

4 料金改定スケジュール

- 令和元年 1 2 月 全ての受水企業から料金改定の合意
- 令和2年 7 月 経済産業省による料金改定の事前確認
- 1 2 月 条例改正(案)を提出
- 令和3年 1 月 経済産業省へ料金改定の届出
- 3 月 受水企業に料金改定の通知
- 4 月 新料金適用

< 参考 > これまでの改定状況

(単位：円/m³、税抜き)

	基本料金	超過料金
昭和46年 7月1日～	4	8
昭和49年 4月1日～	5	10
昭和50年11月1日～	9	18
昭和55年10月1日～	12.50	25
平成10年 4月1日～	14.73	29.46

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	
別表（第九条関係）	
秋田工業用水道	区 分
一五・三八円	基本料金 （基本使用水量一立方メートルにつき）
三〇・七六円	超過料金 （超過使用水量一立方メートルにつき）
旧	
別表（第九条関係）	
秋田工業用水道	区 分
一四・七三円	基本料金 （基本使用水量一立方メートルにつき）
二九・四六円	超過料金 （超過使用水量一立方メートルにつき）

公の施設の指定管理者の指定について

産 業 政 策 課

1 申請団体及び候補者選定団体

対 象 施 設	申請団体及び候補者選定団体
秋田県産業振興プラザ	公益財団法人あきた企業活性化センター
秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会

2 選定委員会の開催

○令和2年10月26日

産業労働部指定管理者の候補者選定委員会

○選定委員

氏 名	所 属	職 名 等	備 考
佐藤 徹	秋田県産業労働部	次 長	委員 長
朴 元 熙	秋田県立大学 システム科学技術学部	教 授	外部委員
齊藤 勉	秋田労働局職業安定部 職業対策課	課 長	外部委員
菅原 徹	菅原徹税理士事務所	税 理 士	外部委員
工藤 千里	秋田県産業労働部	産業政策課長	秋田県産業振興プラザのみ審査
鈴木 和朗	秋田県産業労働部	雇用労働政策課長	秋田県勤労身体障害者スポーツセンターのみ審査

3 審査結果の概要

各申請団体については、指定管理者の候補者としての適格性を有していると判断された。

【秋田県産業振興プラザ】

①評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点30点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点30点)	その他設置目的 等に応じた基準 (満点20点)	合 計 (満点100点)
(公財)あきた企業 活性化センター	○	23.5	15.2	24.5	17.2	80.4

②選定委員会での主な意見

○ 公益財団法人あきた企業活性化センターは、中小企業診断士など様々な専門職員を配置しており、これまでも創業支援室の効率的な管理や入居者募集を行い、施設の活用を促進する情報提供活動に努めている。

- 創業支援室入居者との日常的な交流、意見交換や満足度アンケート調査の結果等を踏まえて、各種相談対応等のサポートを充実させ、利用しやすい環境の整備を行っている。
- 入居率の目標向上のための施策の実施、入居者増に向けた広報活動の充実に努めること。

【秋田県勤労身体障害者スポーツセンター】

①評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点30点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点30点)	その他設置目的 等に応じた基準 (満点20点)	合 計 (満点100点)
(一財)秋田市勤労 者福祉振興協会	○	22.6	14.8	23.4	16.0	76.8

②選定委員会での主な意見

- 一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会は、設置目的や理念を十分理解したうえで、利用者に対するサービス向上に向けた取組が具体的である。
- 体育館を有する複数の施設について管理運営を行っており、運営のノウハウ等、技術的な基礎が備わっている。